

12月に開催しました定例教育委員会についてお知らせします。

### 地域づくりにおける 社会教育の果たすべき役割について(提言)

地域社会では、少子高齢化や社会の急速な変化などにより、人間関係が希薄化し、地域における教育力が低下するなど、深刻かつ複雑な問題に直面しています。そうした現実に対して、社会教育委員の会議では、平成22年度から地域の代表の方、社会教育関係団体のリーダーなどから聞き取りを実施し、地域社会が抱える課題について4つの観点で整理を行い、教育委員会へ提言をされました。

- ◎地域の活性化に向けた支援
- ◎市民と行政の協働による取り組みの推進
- ◎地域づくりの相談システム・コーディネートシステムの整備
- ◎社会教育施設を核とした人づくりの推進

教育委員会では、この提言を踏まえ、社会教育委員の協力を受けながら課題解決に向けて取り組んでいきます。

### いじめをしない・させない・見逃さない①

いじめは、決して許されないこととです。しかし、どの子にも、どの学校においても起こり得る可能性があります。いじめの防止については、子どもたち、学校、教職員が自らの問題として切実に受け止め、家庭、地域と連携し、徹底して取り組まなければなりません。現在、市内の学校では、「ストップいじめ行動計画」の策定を進めています。

### 第12回定例会報告

12月21日開催

#### 議案

高島市教育委員会職員への人事について

#### 主な協議、報告事項

- いじめ事件にかかる取り組みについて
- 「私たちの夢を届けよう」市長へのメッセージ」募集事業について

子ども、保護者、教職員が共通した認識を持って、具体的に何ができるか、何をしなければならぬかをそれぞれの立場で真剣に考えています。

#### 教職員全員研修会

##### いじめ根絶に向けた取り組みを確認

いじめ根絶に向けた教職員全員研修会を12月27日に高島市民会館で開催しました。



- 研修会では、いじめ事件の検証を行い、学校および教育委員会の今後の取り組みについて、次のポイントを中心に全員で確認し、共通理解をしました。
- (1) いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢
  - (2) 学校全体で子どもを見守り育てる体制づくりの強化
  - (3) 情報の共有化・素早く対応できる組織体制づくり
  - (4) 子どもたちへの指導の在り方の見直し
  - (5) 保護者・PTA・地域とのつながり

### 放課後の子どもたち ⑭

～体験活動サポーターと一緒に～



子どもたちは、地域の子ども会や自治会の行事などを楽しみにしています。その行事や活動に積極的に向き、子どもたちと一緒に活動する指導者として、現在約80人の方が体験活動サポーターとして活躍されています。サポーターは、地域の教育力を高める上でもかけがえない存在です。子どもたちの興味が広がる体験活動のヒント、アドバイスもしています。子どもたちに安心して関わっていただくためのサポーター養成講座は、今年度も6回開講しています。



### 子育てにエールを送る たいしょうぶ!! その18

子どもが問題行動をした時に、つい「怒鳴る」や「叩く」といった罰を与えてしまいがちになります。「怒鳴る」「叩く」といった暴力的なしつけは、子どもにとって「しまった、と思う体験」を導くという教育的な面よりも、親への怖れや拒否といったマイナス感情を育ててしまうことがあります。

では、子どもの問題行動を変えるにはどのような方法があるのでしょうか。方法のひとつに、子どもにとっての楽しみに制限を加える方法があります。例えば、テレビのチャンネル争いをする子どもにはテレビを見る時間を減らすという方法があります。制限を加えることと共に、何が悪かったのか、次はどうすれば良いのか、子ども自身が考える機会を作りましょう。

子ども家庭相談課 ☎(25)8517  
または市内各保健センター  
滋賀県中央子ども家庭相談センター  
☎077(562)1121

### <「怒鳴る」「叩く」よりも・・・>



【出典：神戸少年の町版コモンセンスペアレンティングトレーニング・マニュアル普及版(野口啓示著) <作・イラスト>のぐちみこ氏(神戸少年の町保育士)】



### 2本で千円のはずが・・・

「物干し竿2本で千円」と拡声器で呼びかけていた移動販売車を呼び止めた。ステンレス竿を勧められ、値段を尋ねると「イチ、キユウ、パツ」というので、1,980円だと思いい、長さをカットしてもらったところ1本19,800円を請求された。



- 【問題点】**
- ★呼びかけとは別の高額な商品を販売する。
  - ★正確な価格を告げない。
  - ★解約等できる場合でも、領収書を渡さないので業者を特定できない。

- 【アドバイス】**
- ☆見知らぬ移動販売車を呼び止める時は慎重に。
  - ☆呼びかけに惑わされず、購入する前にしっかりと価格・材質を確認しましょう。
  - ☆呼び止めても、希望の金額と違い不要の場合は、きっぱり断りましょう。

生活相談課 ☎(25)8125